

再申入書

2021（令和3）年3月18日

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋4-7-11カクタス飯田橋ビル10階

株式会社ECスタジオ 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山 口 益 弘

TEL/FAX 028-678-8000

当法人の2020（令和2）年12月15日付の申入書（以下「前回申入書」と言います。）に対し、2021（令和3）年1月27日付でご回答いただき、ありがとうございました。

また、規約の改定（利用規約第11条）、免責条項（利用規約第12条5項及び6項）につきましては、利用規約を修正いただく予定とのことで、ご対応いただきありがとうございます。修正はいつ頃のご予定かお知らせいただき、改定後には新規約をご送付くださいますようお願いいたします。

解約（利用規約第14条1項）、管轄裁判所（利用規約第15条）につきましては、当法人の申入れに沿った内容への改定の必要性はないとのことでしたので、当法人は、再度、次のとおり申入れをさせていただきます。

つきましては、下記再申入れに対しご検討の上、貴社の見解や対応につき、2021（令和3）年4月20日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

第1 解約

第14条（解約）

1. 定期コースの解約は、商品お届け予定日の10日前にお電話、メール、マイページにて解約を承ります。

商品お届け予定日の10日以内を過ぎている場合、次回お届け予定分のお受け取り後の解約となります。尚、商品お届け予定日はマイページにてご確認ください。

1 再申し入れの趣旨

本件利用規約第14条1項のうち、「商品お届け予定日の10日以内を過ぎている場合、次回お届け予定分のお受け取り後の解約となります。」の部分は、削除することを求めます。

2 再申し入れの理由

前回申入書で指摘させていただきましたとおり、本件利用規約第14条1項では、次々回商品の解約の受付時期が、次回商品受け取り後から次々回商品のお届け予定日の10日前の間に、限定されてしまいます。

しかし、貴社の公式オンラインショップ「ODECO. MART」のサイトでは、「必ずお読みください。」「定期購入とは？」において、「中断・解約について」の欄に「お届け日の10日前までのご連絡でいつでも中断・解約が可能です。」と、次回商品の受け取り後でなければ解約を受け付けないとの記載はなく、むしろお届け日の10日までであればいつでも解約の受付が可能である旨の表示がなされており、貴社のサイトの表示と本件規約には齟齬が生じております。貴社のサイトをみて貴社の商品を購入した消費者は、お届け日の10日前までに連絡すればいつでも中断・解約が可能と誤信してし

まうのであって、このような誤信して購入した消費者にとっては「いつでも中断・解約が可能」とありながら解約したいと思った時期に解約ができない場合もあり、解約権が不当に制約されることとなります。

次々回商品を解約するに際しては、次回商品を受け取る前に解約を受け付けても不都合な事態が生じるとは思えず、次回商品を受け取った後でなければ解約を受け付けない合理的理由はありません。

したがいまして、前回申入書のとおり、本件利用規約第14条1項のうち、「商品お届け予定日の10日以内を過ぎている場合、次回お届け予定分のお受け取り後の解約となります。」の部分は、消費者による解約を不当に制限しているものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものがありますので、当該部分は、消費者契約法第10条により無効となりえるものと考えます。

第2 管轄裁判所

第15条（準拠法，管轄裁判所）

本規約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

1 再申し入れの趣旨

本件利用規約から、第15条を削除することを求めます。

2 再申し入れの理由

貴社の回答では、「東京以外に居住するものであっても、訴訟手続きが東京地方裁判所で進行することについて、特段不利益は生じないものと思料いたします。」とありますが、東京地方裁判所から遠方に居住する消費者にとっては、裁判期日に出頭するために、移動時間や交通費等の費用がかかるの

であって、訴訟手続きが東京地方裁判所で進行することについて移動時間、費用の点で不利益は生じることは明白です。このような不利益によって、貴社との裁判自体を断念せざるを得ないことも十分考えられます。一方、貴社のホームページによれば、貴社は資本金「168 百万円」、売上高「1023 百万円（2020 年 6 月 7 期）」とのことですから、移動時間、費用の点で、一般消費者に比べれば不利益ということはないものと考えられます。

本件規約第 15 条は、このような移動時間、費用等の点で不利益が消費者に生じる以上、専属的合意管轄裁判所を定めることの貴社の必要性を鑑みても、消費者の権利を制限し、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものといえます。

したがって、本件利用規約第 15 条は、消費者契約法 10 条に反し、無効となりえるものと考えます。

以上